

## (5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成25年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例（平成6年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(定義)					(定義)

第2条 略

2 略

3 この条例において「掲示場用ポスター」とは、法第143条第1項  
第4号の3の個人演説会告知用ポスター（鳥取県知事の選挙に係る  
ものに限る。）及び同項第5号のポスターをいう。

4・5 略

第2条 略

2 略

3 この条例において「掲示場用ポスター」とは、法第143条第1項  
第4号の2の個人演説会告知用ポスター（鳥取県知事の選挙に係る  
ものに限る。）及び同項第5号のポスターをいう。

4・5 略

附 則

この条例は、平成25年5月26日から施行する。